

公益社団法人茨城県農林振興公社果樹経営支援対策事業等特例業務方法書 改正 新旧対照表

改 正 後	現 行
公益社団法人茨城県農林振興公社果樹経営支援対策事業等特例業務方法書	公益社団法人茨城県農林振興公社果樹経営支援対策事業等特例業務方法書
産振第 442 号平成 24 年 10 月 15 日承認 産振第 812 号平成 26 年 3 月 31 日承認 産振第 265 号平成 26 年 6 月 30 日承認 産振第 219 号平成 27 年 7 月 8 日承認 産振第 290 号平成 28 年 6 月 9 日承認 <u>産振第 171 号平成 29 年 5 月 15 日承認</u>	産振第 442 号平成 24 年 10 月 15 日承認 産振第 812 号平成 26 年 3 月 31 日承認 産振第 265 号平成 26 年 6 月 30 日承認 産振第 219 号平成 27 年 7 月 8 日承認 産振第 290 号平成 28 年 6 月 9 日承認
第1章 総則	第1章 総則
(目的) 第1条～(指定法人が特認する支援対象者) 第10条 【略】	(目的) 第1条～(指定法人が特認する支援対象者) 第10条 【略】
(整備事業)	(整備事業)
第11条	第11条
(1)～(2) 【略】	(1)～(2) 【略】
(3) 廃園 (要領第2の1の(1)のイの表の支援の対象となる取組の欄の(1)のウの取組をいう。以下同じ。)は、次によるものとする。 ア 廃園は、果樹の樹体を伐採し、抜根するか又は枯死させ、 <u>跡地を果樹の栽培に利用しないことにより行うものとする。跡地については、</u> 果樹以外の樹木を植栽すること、被覆植物を植栽すること、牛等の家畜を放牧するための牧草地とすること、野菜等果樹以外の作物を植栽すること等に努めることとし、果樹の樹体を伐採後、土砂崩壊等による災害発生の恐れがある場合には裸地としないこと。	(3) 廃園 (要領第2の1の(1)のイの表の支援の対象となる取組の欄の(1)のウの取組をいう。以下同じ。)は、次によるものとする。 ア 廃園は、果樹の樹体を伐採し、抜根するか又は枯死させ、 <u>跡地に</u> 果樹以外の樹木を植栽すること、被覆植物を植栽すること、牛等の家畜を放牧するための牧草地とすること、野菜等果樹以外の作物を植栽すること等、 <u>跡地を果樹の栽培に利用しないことにより行うものとする。</u> 果樹の樹体を伐採後、土砂崩壊等による災害発生の恐れがある場合には裸地としないこと。
(4) 【略】	(4) 【略】
(5) 中央果実協会特認事業 (要領第2の1の(1)のイの表の支援の対象となる取組の欄の(1)のオの規定により中央果実協会が特に必要と認める取組をいう。以下同じ。)は、生産性の向上が期待されるなど真に産地の構造改革に必要な次に掲げるものに限るものとする。 ア～イ 【略】 ウ <u>被害を防ぐために必要な</u> 防霜設備、防風設備の整備 エ 【略】	(5) 中央果実協会特認事業 (要領第2の1の(1)のイの表の支援の対象となる取組の欄の(1)のオの規定により中央果実協会が特に必要と認める取組をいう。以下同じ。)は、生産性の向上が期待されるなど真に産地の構造改革に必要な次に掲げるものに限るものとする。 ア～イ 【略】 ウ <u>産地協議会が必要と認める</u> 防霜設備、防風設備の整備 エ 【略】

(推進事業)

第12条 推進事業（要領第2の1の（1）のイの表の支援の対象となる取組の欄の（2）の取組をいう。以下同じ。）の支援対象となる取組は次のとおりとする。

（1）【略】

（2）果実供給力維持対策・園地情報システムの構築（要領第2の1の（1）のイの表の支援の対象となる取組の欄の（2）のイの取組をいう。以下同じ。）は、次によるものとする。

ア 果実供給力維持対策は、産地の果実供給力を維持・強化するため、産地の情報を収集するとともに補完調査を実施し、その調査結果を分析・整理することにより、将来を見据えた基盤整備のあり方、機械化対応等の樹形の変更、優良品目・品種への切り替え、新技術の導入・普及、後継者の育成・確保の方策等を検討し、産地の果実供給力を維持・強化するための対策として取りまとめるものとする。

イ 園地情報システムの構築は、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「中間管理事業法」という。）第4条に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）との連携等による担い手への園地集積、ブランド化に必要な品質の管理等のための園地情報システム、荒廃園地発生抑制のための体制の構築を行うものとする。

ウ 荒廃園地発生抑制のための体制の構築等に必要となる資機材の導入については、この目的を達成するために必要な最小限の規模とする。

（3）ア～イ 【略】

ウ 自然災害等により苗木の確保が緊急的に生じた場合であって、産地計画を達成するために必要な場合に苗木生産を行うものとする。

（4）～（6）【略】

（7）「産地キャリアプラン」の策定・推進（要領第2の1の（1）のイの表の支援の対象となる取組の欄の（2）のキの取組をいう。以下同じ。）は、国が示す「果樹経営キャリアプラン」に即して、市町村等が産地の実情を踏まえた「果樹産地キャリアプラン」の策定、同プランのホームページ等による情報発信、プラン達成に必要な新規就農者を対象とした研修園の設置等を行うものとする。

（関係機関との調整）第13条～（整備事業の施行）第24条 【略】

（整備事業の実績報告及び補助金の交付）

第25条 整備事業の実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。

（1）整備事業支援対象者は、事業を完了（農地中間管理機構が行う改植においては、伐採・抜根等を完了した場合を含む。）したときは、様式1号により果樹経営支援対策整備事業実績報告書（以下「整備事業報告書」という。）を作成し、生産出荷団体に提出するものとする。

(推進事業)

第12条 推進事業（要領第2の1の（1）のイの表の支援の対象となる取組の欄の（2）の取組をいう。以下同じ。）の支援対象となる取組は次のとおりとする。

（1）【略】

（2）担い手支援・園地情報システムの構築（要領第2の1の（1）のイの表の支援の対象となる取組の欄の（2）のイの取組をいう。以下同じ。）は、次によるものとする。

（新設）

ア 担い手支援・園地情報システムの構築は、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「中間管理事業法」という。）第4条に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）との連携等による担い手への園地集積、ブランド化に必要な品質の管理等のための園地情報システム、荒廃園地発生抑制のための体制の構築を行うものとする。

イ 荒廃園地発生抑制のための体制の構築等に必要となる資機材の導入については、この目的を達成するために必要な最小限の規模とする。

（3）ア～イ 【略】

（新設）

（4）～（6）【略】

（新設）

（関係機関との調整）第13条～（整備事業の施行）第24条 【略】

（整備事業の実績報告及び補助金の交付）

第25条 整備事業の実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。

（1）整備事業支援対象者は、事業を完了したときは、様式1号により果樹経営支援対策整備事業実績報告書（以下「整備事業報告書」という。）を作成し、生産出荷団体に提出するものとする。

<p>(2)～(10) 【略】</p> <p>(推進事業の実績報告及び補助金の交付) 第26条～(推進事務費) 第35条 【略】</p> <p>(本事業の効果的な実施による産地構造改革への配慮)</p> <p>第36条 公社は、第18条第1号の事業計画ごとに、<u>政策の重要度に応じて</u>中央果実協会が定める<u>政策の重要度の指標に係る</u>ポイント等について審査するものとする。</p> <p>2 産地協議会は、この業務方法書に定める様式(様式13号の別紙7)により第1項に掲げる<u>ポイント</u>に係るデータを作成し、第18条第4号において、公社に整備事業実施計画を提出する際に添付するものとする。</p> <p>また、公社は、同条第5号の公社から知事及び中央果実協会への協議の際に、産地協議会から当該データの提出があった場合には、整備事業実施計画に添付するものとする。</p> <p>3 中央果実協会から、農地中間管理機構の活用を通じた産地の構造改革を推進する観点から、農地中間管理機構<u>又は同機構から所有権又は貸借権を取得した扱い手による</u>取組が含まれる産地協議会の事業計画に優先的に配分があった場合には、このことを<u>考慮して</u>配分するものとする。</p> <p>(果樹共済への加入等による果樹経営の安定化) 第37条～(関係様式) 第39条 【略】</p> <p>第3節 果樹未収益期間支援事業</p> <p>(事業の内容等)</p> <p>第40条 果樹未収益期間支援事業(以下第3節において「本事業」という。)は、競争力の高い産地の育成を強化するため、支援対象者(要領第2の2の(1)のアの支援対象者をいう。以下同じ。)に対し、第2節の果樹経営支援対策事業又は要領第2の2の(1)のアの(エ)<u>若しくは(オ)</u>の取組により改植(補植動改植を除く。)、特認植栽又は新植(以下第3節において「改植等」という。)が実施された後、要領第2の2の(1)のイの果樹未収益期間に要する経費の一部を補助する事業とする。</p> <p>2 前項の事業の実施者は、公社とする。</p> <p>(支援の対象となる取組)</p> <p>第41条 要領第2の2の(1)のアの(ア)の「事業実施主体が定める果樹の改植の取組」として中央果実協会が定める改植の取組は、果樹経営支援対策事業による改植等(実施細則で定める果樹への</p>	<p>(2)～(10) 【略】</p> <p>(推進事業の実績報告及び補助金の交付) 第26条～(推進事務費) 第35条 【略】</p> <p>(本事業の効果的な実施による産地構造改革への配慮)</p> <p>第36条 公社は、第18条第1号<u>及び第19条第1号</u>の事業計画ごとに、<u>産地計画の実現に資する上</u>う中央果実協会が定める<u>産地の構造改革の状況等に係る指標に応じて付与すべき</u>ポイント(以下「産地構造改革ポイント」という。)等について審査するものとする。</p> <p>2 産地協議会は、この業務方法書に定める様式(様式13号の別紙7)により第1項に掲げる<u>指標</u>に係るデータを作成し、第18条第4号において、公社に整備事業実施計画を提出する際に添付するものとする。</p> <p>また、公社は、同条第5号の公社から知事及び中央果実協会への協議の際に、産地協議会から当該データの提出があった場合には、整備事業実施計画に添付するものとする。</p> <p>3 中央果実協会から、農地中間管理機構の活用を通じた産地の構造改革を推進する観点から、農地中間管理機構が<u>行う</u>取組が含まれる産地協議会の事業計画に優先的に配分があった場合には、このことを<u>踏まえて</u>配分するものとする。</p> <p>(果樹共済への加入等による果樹経営の安定化) 第37条～(関係様式) 第39条 【略】</p> <p>第3節 果樹未収益期間支援事業</p> <p>(事業の内容等)</p> <p>第40条 果樹未収益期間支援事業(以下第3節において「本事業」という。)は、競争力の高い産地の育成を強化するため、支援対象者(要領第2の2の(1)のアの支援対象者をいう。以下同じ。)に対し、第2節の果樹経営支援対策事業又は要領第2の2の(1)のアの(エ)<u>若しくは(オ)</u>の取組により改植(補植動改植を除く。)、特認植栽又は新植(以下第3節において「改植等」という。)が実施された後、要領第2の2の(1)のイの果樹未収益期間に要する経費の一部を補助する事業とする。</p> <p>2 前項の事業の実施者は、公社とする。</p> <p>(支援の対象となる取組)</p> <p>第41条 要領第2の2の(1)のアの(ア)の「事業実施主体が定める果樹の改植の取組」として中央果実協会が定める改植の取組は、果樹経営支援対策事業による改植等(実施細則で定める果樹への</p>
--	---

改植に限る。)であって、かつ同一の整備事業実施計画に記載された同一年度内に完了する改植等の面積の合計が支援対象者ごとにおおむね2アール以上であること。ただし、果樹未収益期間を短縮することをもって生産性の向上が期待されると認められる技術を導入する改植等の取組は支援の対象としない。

(支援対象者の承認等)

第42条 本事業の支援を受けようとする者(要領第2の2の(1)のアの(エ)及び(オ)の支援対象者を除く。以下、第43条及び第44条において同じ。)は支援対象者としての承認を受けるものとし、その手続きは、要領第2の2の(1)のアの(ウ)の支援対象者の場合を除き、第18条の手続きと一体的に行うものとする。なお、要領第2の2の(1)のアの(ウ)の支援対象者の場合にあっては、農地中間管理機構を通じて行うものとする。また、同一の園地において、改植等を行う者と異なる者が本事業の支援を受けようとする場合にあっては、改植等を行う者が本手続きを第18条の手続きと取りまとめて行うものとする。

(補助金の交付の申請) 第43条～(事業の終了) 第50条 【略】

(財産処分等の手続き)

第51条 【略】

2 事業実施者は、果樹経営支援対策事業により改植(移動改植及び補植改植を含む)、高接、特認植栽、新植又は果樹未収益期間支援事業を実施し補助金が交付された果樹園において、当該果樹園において実施された改植、高接、特認栽培若しくは新植に係る補助金の交付の翌年度から起算して8年を経過しない間に、当該事業実施計画において承認を受けた品目・品種(産地計画において今後振興すべき品目又は品種として明記されたものを除く。)への植栽、果樹未収益期間支援事業の対象品目・品種から果樹未収益期間支援事業の対象とならない品目・品種への植栽、当該果樹園の所有権若しくは賃借権等を移転しようとするとき(ただし、第44条の手引きにおいて当該果樹園の所有権若しくは賃借権等の移転がなされたことを証する書面がすでに提出されている場合を除く。)又は耕作放棄を含め当該果樹の栽培の中止等をしようとするときは、様式38-1又は38-2号により公社に届け出るものとする。

3~6 【略】

(仕入れに係る消費税等の扱い) 第52条～(準用) 第54条 【略】

(附則)

改植に限る。)であって、かつ同一の整備事業実施計画に記載された同一年度内に完了する改植等の面積の合計が支援対象者ごとにおおむね2アール以上であること。

(支援対象者の承認等)

第42条 本事業の支援を受けようとする者(要領第2の2の(1)のアの(エ)の支援対象者を除く。以下、第43条及び第44条において同じ。)は支援対象者としての承認を受けるものとし、その手続きは、要領第2の2の(1)のアの(ウ)の支援対象者の場合を除き、第18条の手続きと一体的に行うものとする。なお、要領第2の2の(1)のアの(ウ)の支援対象者の場合にあっては、農地中間管理機構を通じて行うものとする。また、同一の園地において、改植等を行う者と異なる者が本事業の支援を受けようとする場合にあっては、改植等を行う者が本手続きを第18条の手続きと取りまとめて行うものとする。

(補助金の交付の申請) 第43条～(事業の終了) 第50条 【略】

(財産処分等の手続き)

第51条 【略】

2 事業実施者は、果樹経営支援対策事業により改植(移動改植及び補植改植を含む)、高接、特認植栽、新植又は果樹未収益期間支援事業を実施し補助金が交付された果樹園において、当該果樹園において実施された改植、高接、特認栽培若しくは新植に係る補助金の交付の翌年度から起算して8年を経過しない間に、当該事業実施計画において承認を受けた品目・品種(産地計画において今後振興すべき品目又は品種として明記されたものを除く。)への植栽、若しくは当該果樹園の所有権若しくは賃借権等を移転しようとするとき(ただし、第44条の手引きにおいて当該果樹園の所有権若しくは賃借権等の移転がなされたことを証する書面がすでに提出されている場合を除く。)又は耕作放棄を含め当該果樹の栽培の中止等をしようとするときは、様式38-1又は38-2号により公社に届け出るものとする。

3~6 【略】

(仕入れに係る消費税等の扱い) 第52条～(準用) 第54条 【略】

(附則)

<p>1 この業務方法書の変更は、知事の承認のあった日から施行し、平成<u>29</u>年4月1日から施行する。</p> <p><u>【削除】</u></p> <p><u>2 要領第9の1の規定に基づき、対象とされた自然災害等の被害を受けた果樹について実施する改植等で、平成<u>29</u>年度事業計画承認以前に着手したものについては、平成<u>29</u>年度の事業計画に含めて申請・承認できるものとする。</u></p>	<p>1 この業務方法書の変更は、知事の承認のあった日から施行し、平成<u>28</u>年4月1日から施行する。</p> <p><u>2 平成<u>27</u>年度に果樹経営支援対策事業の事業計画及び果樹未収益期間支援事業の支援対象者が承認されたもののうち、通常平成<u>28</u>年4月以降、苗木の植栽が完了する産地において同事業計画に事業完了予定年度が平成<u>28</u>年度と記載されているものであって改植（移動改植を含む）、特認植栽、若しくは新植の事業が平成<u>28</u>年4月以降、完了したもの、又は自然災害に伴う不測事態により明らかに植栽の遅れを生じた産地においてやむを得ず改植（移動改植を含む）、特認植栽、若しくは新植の事業が平成<u>28</u>年度4月以降に完了したものについては、公社が適切と認めた場合に限り、改正後の業務方法書実施細則に定める補助率を適用することができる。</u></p> <p><u>3 2により補助率が変更されたことに伴う、果樹経営支援対策事業の整備事業計画及び果樹未収益期間支援事業の支援対象者の承認に係る事業計画の変更並びに変更交付申請の手続きについては、業務方法書第<u>18</u>条<u>5</u>号及び第<u>22</u>条<u>5</u>号の規定にかかわらず、実績報告兼補助金支払請求書の提出に合わせてできるものとする。</u></p> <p><u>4 要領第9の1の規定に基づき、対象とされた自然災害等の被害を受けた果樹について実施する改植等及び要領第2の1の（1）のイの表（2）のエに定める新技術の実証・普及で、平成<u>28</u>年度事業計画承認以前に着手したものについては、平成<u>28</u>年度の事業計画に含めて申請・承認できるものとする。</u></p>
別表1（果樹経営支援対策事業関係）	別表1（果樹経営支援対策事業関係）

事業の種類	補助対象となる経費、補助率等	事業の種類	補助対象となる経費、補助率等
<p>1 整備事業 (1) 優良品目・品種への転換 ア 改植</p> <p>(ア) ~(イ) a b 【略】</p> <p>c りんごのわい化栽培、なし、かき及びすものジョイント栽培、ぶどうの垣根栽培（ただし、加工用に仕向けられるものに限る）への改植（a、bに関わらず）</p> <p>定額 33万円/10アール</p> <p>d 【略】</p> <p>e 農地中間管理機構又は農地中間管理機構と同様な活動を行っている者と中央果実協会が認めた者が行う改植にあって、一定の要件を満たす場合には、次の額をa、b、cの額にそれぞれ加算する。</p> <p>定額 2万円/10アール</p> <p>f 支援対象者の農地中間管理機構が定額の補助率の改植を行う場合にあって、年度ごとに額の確定を行う場合には、次のとおりとする。</p> <p>(a) 最初の年度においては、改植に要した補助対象経費の2分の1の額と、a、b、cの額の該当する額（eの額を加算した場合は加算後の額）のいずれか低い額とする。</p> <p>(b) 改植の完了した年度においては、a、b、cの額の該当する額（eの額を加算した場合は加算後の額）から上記(a)の額を差し引いた額とする。</p> <p>g 支援対象者の農地中間管理機構が定率の補助率の改植を行い年度ごとに額の確定を行う場合には、当該年度の改植に要した補助対象経費の2分の1以内とする。</p> <p>(イ) ~(エ) ①、②、③ 【略】</p> <p>④ 自然災害による被害を受けた園地にあっては、すでに生産性の向上が期待される技術が導入されている場合、又は、産地計画書に記載されている優良品目・品種が植栽されている場合</p> <p>(オ) 自然災害時の補助対象経費等</p> <p>自然災害による被害を受けた園地の改植については、次のaの経費を補助対象に加えることができる。aの経費の補助率はbによるものとする。</p> <p>なお、業務方法書第16条第3号の自然災害とは、一定の広がりの地域に</p>		<p>1 整備事業 (1) 優良品目・品種への転換 ア 改植</p> <p>(ア) ~(イ) a b 【略】</p> <p>c りんごのわい化栽培、なし及びかきのジョイント栽培、ぶどうの垣根栽培への改植（a、bに関わらず）</p> <p>定額 33万円/10アール</p> <p>d 【略】</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(イ) ~(エ) ①、②、③ 【略】</p> <p>④ 自然災害による被害を受けた支援対象者の園地にあっては、すでに生産性の向上が期待される技術を導入している場合を含む。この場合に限り、生産性向上が期待される技術には優良品目・品種への転換を含むものとする。</p> <p>(オ) 自然災害時の補助対象経費等</p> <p>自然災害による被害を受けた園地の改植を申請する場合は、(ア)に掲げる経費のほか、次のaの経費をbの補助率により補助するものとする。</p> <p>なお、業務方法書第16条第3号の自然災害とは、一定の広がりの地域に</p>	

	<p>おいて発生した自然災害であつて、県、市町村等の被害対策の検討、指導等により改植を必要と判断される被害を生じているものをいう。</p> <p>a 補助対象となる経費</p> <p>(a) 改植と一体的に行う場合の果樹棚又はトレリスの設置に必要な資材費</p> <p>(b) 改植を予定する被災した樹体の防除、枝落とし等の費用</p> <p>b 補助率</p> <p>定率 2分の1以内</p> <p>(f) ~(k) 【略】</p> <p><u>(g) 改植単価の加算の要件</u></p> <p><u>(i)のeの一定の要件を満たす場合と、農地中間管理機構が産地協議会に参画し又は参画の予定があつて、果樹園地の集約化等の取組を行つており、かつ、次のいずれかに該当する場合とする。</u></p> <p>a 2号遊休農地又は管理不良園地であつて、改植に伴い追加的な土壤土層改良の経費が嵩む場合</p> <p>b 中央果実協会が以下の場合に該当すると認めた場合</p> <p>(a) 改植に伴い軽微な園地の改变等が必要な園地であつた、追加的な土壤土層改良等の経費が必要な場合</p> <p>(b) 産地協議会と農地中間管理機構との間で、同機構を活用して受け手の担い手が後継者のいない高齢者から園地を借り受ける取り決めがあらかじめなされている園地であつて、追加的な土壤土層改良の経費が必要な場合</p> <p>(f)(i)が柱書きの要件を満たし、かつ、(f)のbの(b)を満たす場合であつて、農地中間管理機構が実施するより効率的である等合理的な理由があると、中央果実協会が認めた場合には、担い手が行う改植について、(f)のeの規定を準用する。</p> <p>(f)(i) 及び (f)の場合における改植の実施面積は、担い手に園地を集約・集約化する場合には、概ね5アール以上、新規就農者に園地を集積・集約化する場合には概ね10アール以上とする。</p> <p>イ 高接 (2)小規模園地整備 ア 園道内の整備</p> <p>(f)補助対象となる経費 　　<u>舗装経費、資材費、掘削費、労働費等の経費</u></p>		<p>おいて発生した自然災害であつて、県、市町村等の被害対策の検討、指導等により改植を必要と判断される被害を生じているものをいう。</p> <p>a 補助対象となる経費</p> <p>(a) 改植と一体的に行う場合の果樹棚又はトレリスの設置に必要な資材費</p> <p>(b) 改植を予定する被災した樹体の防除、枝落とし等の費用</p> <p>b 補助率</p> <p>定率 2分の1以内</p> <p>(f) ~(k) 【略】</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>イ 高接 (2)小規模園地整備 ア 園道内の整備</p> <p>(f)補助対象となる経費 　　<u>資材費、掘削費、労働費等の経費</u></p>
--	---	--	--

<p>イ～ウ エ 排水路の整備</p> <p>(7) 補助対象となる絏費 排水施設費（明きよ、暗きよ、貯水槽、排水施設、ポンプ等）等の絏費 (イ) 【略】</p> <p>(3)～(4)</p> <p>(5) 特認事業</p> <p>ア 補助対象となる事業及び絏費 (フ) 【略】 (イ) 特認植栽については、補助対象となる絏費は、深耕・整地費、土壤改良資材費、苗木代、植栽費等の絏費とする。ただし、受益面積はおおむね2アール以上とする。 (ウ) 防霜設備、防風設備の整備については、補助対象絏費は、設備の整備に要する防霜ファン、防風ネット・支柱等の資材費、設備費等の絏費とする。 (エ) 新植については、補助対象絏費は深耕・整地費、土壤改良資材費、苗木代、植栽費等の絏費とする。 イ 【略】 ウ (フ) a～d 【略】 e 国産花粉の確保が緊急的に求められている品目（キウイフルーツ）における花粉採取用のオス樹<u>又はなしの受粉樹（ただし、花粉採取専用に植栽されるなしに限る。）</u>の品種であること (イ) 【略】 (フ) 市町村から「青年等就農計画」の承認を受けた「認定新規就農者」が新植を行う場合。</p> <p>2 推進事業 (1) 労働力調整システムの構築 (2) 果実供給力維持対策・園地情報システムの構築</p> <p>ア 補助対象となる事業及び絏費 (フ) 果実供給力維持対策 検討会の開催、委員謝金・旅費、産地情報補完調査（アンケート・聞き取り調査）、産地情報分析のためのコンサルタント費、情報集約・整理のための機器のリ</p>	<p>【略】 (7) 補助対象となる絏費 排水施設費（明きよ、暗きよ、貯水槽、排水施設、ポンプ等）等の絏費 (イ) 【略】</p> <p>(3)～(4)</p> <p>(5) 特認事業</p> <p>ア 補助対象となる事業及び絏費 (フ) 【略】 (イ) 特認植栽については、補助対象となる絏費は、深耕・整地費、土地改良資材費、苗木代、植栽費等の絏費とする。ただし、受益面積はおおむね2アール以上とする。 (ウ) <u>産地協議会が必要と認める</u>防霜設備、防風設備の整備については、補助対象絏費は、設備の整備に要する防霜ファン、防風ネット・支柱等の資材費、設備費等の絏費とする。 (エ) 新植については、補助対象絏費は深耕・整地費、土地改良資材費、苗木代、植栽費等の絏費とする。 イ 【略】 ウ (フ) a～d 【略】 e 国産花粉の確保が緊急的に求められている品目（キウイフルーツ）における花粉採取用のオス樹の品種であること (イ) 【略】 (フ) 新設</p> <p>2 推進事業 (1) 労働力調整システムの構築 (2) 担い手支援・園地情報システムの構築</p> <p>ア 補助対象となる事業及び絏費 (フ) 新設</p>	<p>イ～ウ エ 排水路の整備</p> <p>(7) 補助対象となる絏費 排水設備費（明きよ、暗きよ、貯水槽、排水施設、ポンプ等）等の絏費 (イ) 【略】</p> <p>(3)～(4)</p> <p>(5) 特認事業</p> <p>ア 補助対象となる事業及び絏費 (フ) 【略】 (イ) 特認植栽については、補助対象となる絏費は、深耕・整地費、土地改良資材費、苗木代、植栽費等の絏費とする。ただし、受益面積はおおむね2アール以上とする。 (ウ) <u>産地協議会が必要と認める</u>防霜設備、防風設備の整備については、補助対象絏費は、設備の整備に要する防霜ファン、防風ネット・支柱等の資材費、設備費等の絏費とする。 (エ) 新植については、補助対象絏費は深耕・整地費、土地改良資材費、苗木代、植栽費等の絏費とする。 イ 【略】 ウ (フ) a～d 【略】 e 国産花粉の確保が緊急的に求められている品目（キウイフルーツ）における花粉採取用のオス樹の品種であること (イ) 【略】 (フ) 新設</p>	<p>【略】 (7) 補助対象となる絏費 排水設備費（明きよ、暗きよ、貯水槽、排水施設、ポンプ等）等の絏費 (イ) 【略】</p> <p>(3)～(4)</p> <p>(5) 特認事業</p> <p>ア 補助対象となる事業及び絏費 (フ) 【略】 (イ) 特認植栽については、補助対象となる絏費は、深耕・整地費、土地改良資材費、苗木代、植栽費等の絏費とする。ただし、受益面積はおおむね2アール以上とする。 (ウ) <u>産地協議会が必要と認める</u>防霜設備、防風設備の整備については、補助対象絏費は、設備の整備に要する防霜ファン、防風ネット・支柱等の資材費、設備費等の絏費とする。 (エ) 新植については、補助対象絏費は深耕・整地費、土地改良資材費、苗木代、植栽費等の絏費とする。 イ 【略】 ウ (フ) a～d 【略】 e 国産花粉の確保が緊急的に求められている品目（キウイフルーツ）における花粉採取用のオス樹の品種であること (イ) 【略】 (フ) 新設</p>
---	--	---	---

	<p><u>ニス費</u></p> <p><u>(1) 園地情報システムの構築</u></p> <p>新技術等の導入、定着・標準化のための実証ほ借上料、実証用資材費、技術導入・普及研修会資料印刷費、会場借料、講師旅費、・謝金、最新技術の調査費、システム開発・管理コンサルタント費、産地の技術革新のためのICT機器等導入費等の経費</p> <p>イ 補助率</p> <p><u>果実供給力維持対策 定額</u></p> <p><u>園地情報システムの構築 2分の1以内</u></p> <p>ア 補助対象となる事業及び経費</p> <p>(7) ~(1) 【略】</p> <p><u>(2) 自然災害対応の苗木生産</u></p> <p><u>苗木生産ほの設置のためのほ場借地料、穂木・台木購入費等の経費</u></p> <p>イ 【略】</p> <p>ア 補助対象となる事業及び経費</p> <p>新技術等の導入・普及支援</p> <p>新技術等の導入、定着・標準化のための実証ほ借地料、実証用資材費、技術導入・普及研修会資料印刷費、会場借料、講師旅費、・謝金、最新技術の調査費、システム開発・管理コンサルタント費、産地の技術革新のためのICT機器等導入費等の経費</p> <p>イ 【略】</p> <p>【略】</p> <p>ア 補助対象となる事業及び経費</p> <p><u>「産地キャリアプラン」の策定検討会開催、委員謝金・旅費、「産地キャリアプラン」リーフレット作成費、「産地キャリアプラン」情報発信のためのホームページ作成費・新聞広告費、研修園地借料、研究用機器リース費等</u></p> <p>イ 補助率</p> <p><u>「産地キャリアプラン」の策定・情報発信 定額</u></p> <p><u>研修関係 2分の1以内</u></p> <p>ア～ウ 【略】</p> <p>次に掲げる経費</p> <p>旅費～需用費 【略】</p>		<p>新技術等の導入、定着・標準化のための実証ほ借上料、実証用資材費、技術導入・普及研修会資料印刷費、会場借料、講師旅費、・謝金、最新技術の調査費、システム開発・管理コンサルタント費、産地の技術革新のためのICT機器等導入費等の経費</p> <p>イ 補助率</p> <p>2分の1以内</p> <p>(3) 大苗育苗ほの設置</p> <p>ア 補助対象となる事業及び経費</p> <p>(7) ~(1) 【略】</p> <p>(新 設)</p> <p>イ 【略】</p> <p>ア 補助対象となる事業及び経費</p> <p>新技術等の導入・普及支援</p> <p>新技術等の導入、定着・標準化のための実証ほ借地料、実証用資材費、技術導入・普及研修会資料印刷費、会場借料、講師旅費、・謝金、最新技術の調査費、システム開発・管理コンサルタント費、産地の技術革新のためのICT機器等導入費等の経費</p> <p>イ 【略】</p> <p>【略】</p> <p>ア 補助対象となる事業及び経費</p> <p>新技術等の導入・普及支援</p> <p>新技術等の導入、定着・標準化のための実証ほ借上料、実証用資材費、技術導入・普及研修会資料印刷費、会場借料、講師旅費、・謝金、最新技術の調査費、システム開発・管理コンサルタント費、産地の技術革新のためのICT機器等導入費等の経費</p> <p>イ 【略】</p> <p>【略】</p> <p>3 推進事務費</p> <p>ア～ウ 【略】</p> <p>次に掲げる経費</p> <p>旅費～需用費 【略】</p>
--	---	--	---

4 支援対象者	<p>役務費 通信運搬費（郵送料、電信電話料及び運搬費等）、<u>振入手数料（物品代金・謝金に係るもの）</u> 使用料及び賃借料～光熱水料 【略】 【略】</p>	4 支援対象者	<p>役務費 通信運搬費（郵送料、電信電話料及び運搬費等） 使用料及び賃借料～光熱水料 【略】 【略】</p>
---------	--	---------	---

別表2（果樹未収益期間支援事業関係）

事業の種類	補助対象となる経費、補助率等
1 補助対象経費	【略】
2 補助対象果樹等	<p>業務方法書第41条の実施細則で定める果樹については、次のものを除く。果樹農業振興特別措置法施行令（昭和36年政令第145号）第2条に定める果樹（ただし、パインアップルを除く）、アボカド、アンズ、イチジク、ぎんなん、クルミ、サンショウ、ネクタリン、パパイア、ブルーン、オリーブ、パパイア及びマンゴー、やまぶどう、ライチ及び中央果実協会が本事業の対象となることを承認した果樹とし別表1の1の（5）の（ア）のeの品種を除く。</p> <p>補助対象に加えたい果樹がある場合には、支援対象者の申告を行う前に、公社が生産出荷団体からの申請に基づき、知事との協議を経て中央果実協会に申請することとし、妥当と認められるものについて対象とできるものとする。なお、申請に当たっては、当該果樹の改植後の経営収支等の推移に係る資料を付して行うものとする。</p>
3 助成単価等	【略】

別表2（果樹未収益期間支援事業関係）

事業の種類	補助対象となる経費、補助率等
1 補助対象経費	【略】
2 補助対象果樹等	<p>業務方法書第41条第1号及び第3号の実施細則で定める果樹については、次のものを除く。果樹農業振興特別措置法施行令（昭和36年政令第145号）第2条に定める果樹、中央果実協会が本事業の対象となることを承認した果樹、アボカド、アンズ、イチジク、ぎんなん、クルミ、サンショウ、ネクタリン、パパイア、ブルーン、オリーブ、パパイア及びマンゴー、やまぶどう及びライチとし別表1の1の（5）の（ア）のeの品種を除く。</p> <p>補助対象に加えたい果樹がある場合には、支援対象者の申告を行う前に、公社が生産出荷団体からの申請に基づき、知事との協議を経て中央果実協会に申請することとし、妥当と認められるものについて対象とできるものとする。なお、申請に当たっては、当該果樹の改植後の経営収支等の推移に係る資料を付して行うものとする。</p>
3 助成単価等	【略】

